

令和2年度 相談支援研修Ⅲ

個別支援会議の開催等に関する研修

相談支援専門員の皆さんへ

個別支援会議の開催目的は達成できていますか？

相談支援では、障害のある方ご本人の希望する生活の実現に向けて、ご本人やご家族、関係者一同がチームとなって取り組んでいけるように、働きかけることが求められます。

その機会の一つが個別支援会議であり、相談支援専門員にはその場を意義のある場とすることが求められます。

しかし、日ごろの実践の中で、「何のための会議かわからない…」「同じ人ばかり話している…」という経験はありませんか？

そこで、本研修では、本人を中心としたチームを築くために、【会議の構造や役割等】について、講義と演習を交えながら学んでいきます。ぜひ積極的にご受講ください！



1 日時及び会場 (計 1.5 日間)

- 令和2年 12月7日(月) 13:00~17:10
12月10日(木) 10:00~16:30
- 横浜ラポール2階大会議室 (横浜市港北区鳥山町1752)



※2日に分けて研修を行います。両日ともご参加いただける方が対象です。

※公共交通機関にてお越しください。受付は、開始時間 15分前より行います。

※当日は、【横浜市相談支援従事者人材育成ビジョン】を必ずご持参ください。お持ちでない方は、横浜市のホームページからダウンロードしてください。

横浜市 相談支援



2 対象者及び定員

- ・ 市内の指定特定相談支援事業所で計画相談支援を実施している相談支援専門員
- ・ 今後計画相談支援への従事を予定している相談支援専門員

合計20名

3 申込み

以下のURL もしくは二次元バーコードから、受付フォーム画面に進んでいただき、令和2年10月19日(月)(必着)までに申請をしてください。

【URL】

<https://www.e-shinsei.city.yokohama.lg.jp/yokohama/uketsuke/dform.do?id=1600057382458>

【二次元バーコード】



初任者研修を修了していない方は、ご受講いただけません。

4 受講者の確定

- 申込者数が定員を大きく上回る場合は、受講いただけないことがあります。
- 受講いただけない場合のみ、10月30日(金)までに連絡させていただきます。連絡がない場合は受講いただけますので、研修会場に直接お越しください。

<担当>

健康福祉局障害施策推進課相談支援推進係 根岸・柳
TEL: 045-671-4133 FAX: 045-671-3566

研修のカリキュラム(予定)

≪1日目：12月7日(月)横浜ラポール2階大会議室≫

| 時間 | 内容 | 担当 |
|-----------------|--------------|--------------------------------|
| 13:00 ~13:10 | 開 講 | 健康福祉局障害施策推進課 |
| 13:10 ~13:15 | イントロダクション | 磯子区基幹相談支援センター 主任相談員 野見 和子氏 |
| 13:15 ~14:20 | 良い会議とは | |
| 休 憩 | | |
| 14:30 ~15:30 | 会議の構造 | 港南区基幹相談支援センター 主任相談員 池田 美保子氏 |
| 休 憩 | | |
| 15:40 ~16:50 | 個別支援会議における役割 | 鶴見区基幹相談支援センター 相談員 稲葉 麻美氏 |
| 16:50 ~17:05 | まとめ | 磯子区基幹相談支援センター 主任相談員 野見 和子氏 |
| 17:05 ~17:10 | 次回のアナウンス | 健康福祉局障害施策推進課 |

≪2日目：12月10日(木)横浜ラポール2階大会議室≫

| 時間 | 内容 | 担当 |
|--------------------------|-------------|-------------------------------|
| 10:00 ~10:05 | 開 講 | 磯子区基幹相談支援センター 主任相談員 野見 和子氏 |
| 10:05 ~10:35 | 個別支援会議の種類 | 青葉区基幹相談支援センター 相談員 小柳 直晴氏 |
| 休 憩 | | |
| 10:45 ~12:40 ※休憩含む | アセスメント会議の体験 | 磯子区基幹相談支援センター 主任相談員 野見 和子氏 |
| 休 憩 | | |
| 13:40 ~15:50 ※休憩含む | モニタリング会議の体験 | 磯子区基幹相談支援センター 主任相談員 野見 和子氏 |
| 休 憩 | | |
| 16:00 ~16:30 | まとめ | 磯子区基幹相談支援センター 主任相談員 野見 和子氏 |

※ カリキュラムは現時点での予定であり、変更が生じる可能性があります。あらかじめご了承ください。

＊ ＊ 横浜市が実施する相談支援実践研修Ⅲについて ＊ ＊

Q 計画相談支援を担当していないが、この研修を受講できますか。

相談支援専門員の方を対象として実施しますので、計画相談支援を担当していない方でも資格を有していれば受講いただけます。

Q 計画相談支援をやる相談支援専門員になるために必要な研修ですか。

相談支援専門員になるために修了が必須の研修ではありません。

Q 修了証は発行されますか。

資格を取得するための研修ではないため、修了証は発行しません。

☆本市研修体系における位置づけ☆

